

# 助成金の代理受領制度を導入しました！

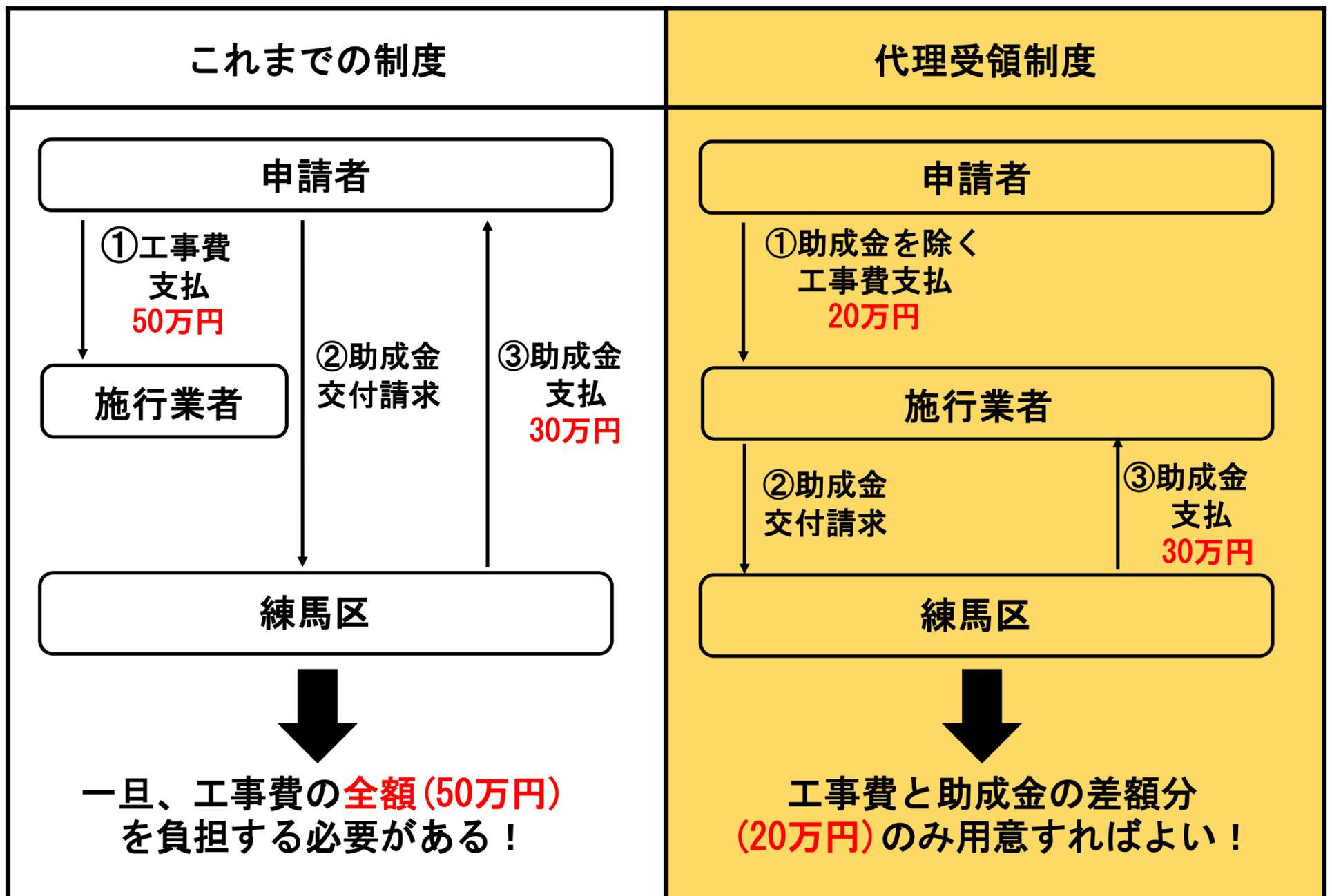
- 令和5年12月からブロック塀等撤去費用助成金の受け取りに代理受領制度が利用できるようになりました。

## ～代理受領制度～

区が交付する助成金を、申請者（所有者）に代わって、工事等を実施した事業者が直接受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者はブロック塀等撤去工事費用から助成金額を差し引いた額を用意すれば良くなり、当初の費用負担が軽減されます。

例：工事費50万円のうち助成金が30万円の場合



- ※どちらの制度を利用するかは申請者の方でお選びいただけます。
- ※代理受領制度を利用する場合は、申請者と施工業者との両者の合意が必要となります。制度を活用する場合は十分に協議し、申請してください